

○千曲市復興計画策定委員会設置要綱

令和2年1月29日

告示第2号

(設置)

第1条 市は、令和元年台風第19号災害からの復興（以下「災害復興」という。）を目的に、千曲市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定するものとし、市民の意見や有識者等の幅広い考えを取り入れた復興計画を早期に策定し、復興施策を総合的かつ円滑に推進していくため、千曲市復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市の災害復興に関し広く提言するとともに、復興計画の策定に関する必要な事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体から選出された者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から復興計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 第3条に規定する委員のほか、委員会及び第8条の部会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、災害復興に関し識見を有する者とする。

3 オブザーバーは、専門的見地から災害復興に関する助言等を行うものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取し、並びに資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会の協議をより専門的に行うとともに、委員会の円滑な運営に資するため、委員会に「住まいと暮らしの再建部会」、「安全・安心なまちづくり部会」及び「産業・経済復興部会」の3部会を置く。

2 部会は、委員長が指名する委員及び千曲市復興本部員又は災害復興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱するものをもって組織する。

3 部会に部会長1人を置き、委員長がこれを指名する。

4 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取し、並びに資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、企画政策部総合政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この告示は、令和2年1月29日から施行する。